

手続き名	燕市から転出するときの手続内容	問い合わせ先
マイナンバーカード	<p>燕市での手続きはありません。</p> <p>転出者全員分のカードと暗証番号を転入先へお持ちください。 （暗証番号が不明なときは、本人より転入先で再設定が可能です）</p> <p>以下の場合、カードが失効しますので注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み始めた日（住定日）から14日以内に転入届を行わない場合</li> <li>・ 転出予定日から30日以内に転入届を行わない場合</li> <li>・ 転入届後、90日以内に継続利用の手続を行わない場合</li> </ul>	<p>市民課 窓口係 0256-77-8128</p>
印鑑登録	<p>登録情報は転出予定日で自動的に抹消されます。</p> <p>ただし、「燕市印鑑登録証」は窓口または郵送によりお返しください。 （必要な方は、転入先で新たに印鑑登録手続をしてください。）</p> <p>転出予定日前に印鑑登録証明書が必要なときは、印鑑登録証と転出証明書（又はカード）をお持ちください。</p>	<p>市民課 窓口係 0256-77-8122</p>
国民健康保険	<p>保険証と各種認定証は、転出日の前日まで使用できます。</p> <p>転出届出後、保険証と各種認定証は窓口または郵送によりお返しください。</p> <p>就学を理由に転出するときは、転出住所地で届出が必要です。在学証明書または学生証（コピー可）をお持ちになり、窓口でお手続きください。</p> <p>施設入所を理由に転出するときは、転出住所地で届出が必要です。保険証と各種認定証をお持ちになり、窓口でお手続きください。</p>	<p>保険年金課 国保係 0256-77-8132</p>
後期高齢者医療	<p>保険証と各種認定証は、転出日の前日まで使用できます。</p> <p>新潟県外へ転出するときは、燕市が発行した「負担区分等証明書」が必要です。転出前に「負担区分等証明書」の交付申請をしてください。</p> <p>施設入所を理由に新潟県外へ転出するときは、住所地特例適用届の提出が必要です。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8134</p>
妊産婦医療費助成	<p>受給者証は転出日の前日まで使用できます。転入届後、受給者証は窓口または郵送によりお返しください。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8133</p>
子ども医療費助成	<p>受給者証は転出日の前日まで使用できます。転入届後、受給者証は窓口または郵送によりお返しください。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8133</p>
ひとり親家庭等医療費助成	<p>資格喪失届が必要です。</p> <p>転入先で助成を受ける方は、新たに申請手続きが必要です。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8133</p>
重度心身障害者医療費助成	<p>資格喪失届が必要です。</p> <p>転入先で助成を受ける方は、新たに申請手続きが必要です。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8133</p>
精神障がい者医療費助成	<p>資格喪失届が必要です。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8133</p>
未熟児養育医療給付	<p>燕市での手続はありませんが、転出される旨を保険年金課へ電話でご連絡ください。転入先で給付を受けるときは、新たに申請手続きが必要です。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8136</p>
児童手当	<p>受給事由消滅届が必要です。</p> <p>転出予定日から15日以内に転入先で手続をしてください。 （手続が遅れると支給額に影響することがあります。）</p>	<p>社会福祉課 児童福祉係 0256-77-8186</p>

手続き名	燕市から転出するときの手続内容	問い合わせ先
児童扶養手当	燕市で住所変更の届出が必要です。 転入先で手続きが必要ですので、転入先へ証書をお持ちください。	社会福祉課 児童福祉係 0256-77-8186
保育園等	保育園等に入所しているときは、保育園等に退園届を提出してください。 引き続きの入園を希望する場合は、転出前に子育て支援課へお問い合わせください。	子育て支援課 保育・幼児教育係 0256-77-8222
小中学校	現在在学している学校と新しい学校に、転校する旨を事前に連絡してください。 現在在学している学校から「教科書給与証明書」「在学証明書」を発行してもらい、新しい学校へお持ちください。 転出後も燕市立小中学校への在学を希望する場合は区域外就学の手続きが必要となりますので、転出前に学校教育課へお問い合わせください。	学校教育課 学事保健係 0256-77-8211
就学援助・特別支援 教育就学奨励費	市外へ転出されると燕市から支給を受けることはできません。 詳細は学校教育課へお問い合わせください。	学校教育課 学事保健係 0256-77-8211
国民年金加入者	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者の方は、原則届出は不要です。 被保険者の内、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方や、マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人等が住所変更をするときは、住所変更届が必要ですので、転入先にお問合せください。 ※マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況は、ねんきんネットか年金事務所で確認できます。 <b>※国外転出する方は、事前に喪失届を提出していただく必要があります。</b> 右記の問い合わせ先へご相談ください。	保険年金課 年金医療係 0256-77-8136
年金受給者	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者の方は、原則届出は不要です。 ただし、住民票住所以外の居所を登録する場合、年金受給権者住所変更届の提出が必要です。 届出の詳細は、年金の支払元（年金事務所・各共済組合）にお問合せください。	-
障がい者手帳等	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療（育成・更生・精神）、日常生活用具、補装具、障がい福祉サービス等については、転入先での手続きが必要です。	社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172
心身障がい者扶養共済	「氏名・住所変更届」が必要となります。	社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172
特別児童扶養手当	近隣の市町村への転出であれば、県が管理している為住所変更の手続きは転入先にて住所変更してください。 他県に住所変更する場合変更先にて新規の手続きとなります。その時点でも県に連絡してください。	社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172
障がい児福祉手当 特別障害者手当	燕市で資格喪失の手続きが必要です。また、転入先で新たに手当の申請が必要です。転入先市町村へ燕市から手当申請に関する資料を提出します。	社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入先で生活保護申請が新たに必要です。</li> <li>・転入先市町村で生活保護申請後、燕市で受けた生活保護に関する資料を提出します。</li> <li>・無断で転出した場合は、生活保護の職権廃止を行います。</li> <li>・市外の施設等に入所し、生活保護を受給する場合、転入先での生活保護申請は不要ですが、燕市に生計状況変更届出書の提出が必要です。</li> </ul>	社会福祉課 援護係 0256-77-8173

手続き名	燕市から転出するときの手続内容	問い合わせ先
<b>在宅福祉サービス</b> ・在宅介護手当 ・配食サービス ・紙おむつ支給 ・訪問理美容 ・緊急通報システム ・寝具乾燥サービス ・徘徊探知システム	受給資格消滅届が必要です。 ・未使用の「紙おむつ支給券」と「理美容サービス利用券」は返却が必要です。窓口または郵送によりお返しく下さい。 ・サービス利用料の口座振替案内や納付書の送付先の変更をご希望の場合は「送付先変更届」をご提出ください。	長寿福祉課 長寿福祉係 0256-77-8175
<b>介護保険</b>	「介護保険被保険者証」をお返しいただくか、ご自身で破棄いただきますよう、お願いいたします。 ・要支援・要介護認定を受けていた方は、転入先の市町村に燕市で要支援・要介護認定を受けていたことを伝えてください。 ・住所地特例に該当する施設へ転出する場合は、引き続き燕市の介護保険制度の被保険者となります。新しい住所の被保険証等を送付いたします。送付先の変更をご希望の場合は「送付先変更届」をご提出ください。	長寿福祉課 介護保険係 0256-77-8177
<b>引越しに伴うごみ</b>	引越しに伴い一時的に多量に出るごみについては、直接処理場等へ運んでください。どんなごみを「いつ」「どのくらい」持ち込みたいのかを事前にご相談ください。	燕・弥彦総合事務組合 環境センター 0256-93-4704
<b>犬の転出手続き</b>	燕市での手続きは必要ありません。 転入先の市町村で、「犬の登録事項変更届」を記入して提出してください。	生活環境課 環境政策係 0256-77-8167
<b>浄化槽</b>	世帯全員が転出し、空家等になる場合は、「浄化槽廃止届出書」又は「浄化槽使用休止届出書」を提出してください。世帯主が転出し、世帯主が変更になる場合は、「浄化槽管理者変更報告書」を提出してください。	生活環境課 環境政策係 0256-77-8167
<b>市営墓地</b>	利用者が転出する場合は、「記載事項変更届」と「管理人選任届」を提出してください。	生活環境課 環境政策係 0256-77-8167
<b>交通災害共済</b>	住所変更に伴う手続は不要です。また、共済期間中は、会員資格は失いません。	生活環境課 交通安全・防犯係 0256-77-8162
<b>市営駐車場</b>	転出により使用を取りやめる場合、解約をお申し出いただくとともに、「駐車券」を返却してください。また、駐車料金の還付が生じる場合は、「駐車料金還付申請書」を提出してください。	生活環境課 交通安全・防犯係 0256-77-8162
<b>公営住宅</b>	公営住宅から転出する際は窓口での手続き等が必要です。 以下の手続きが必要になりますので、事前に問い合わせ先までご連絡いただいたうえでご来庁ください。 ○世帯員全員が転出する場合 お部屋の退去に関する手続き（明渡届の提出、鍵の返却 等） ○世帯員の一部が転出する場合 ・異動届の提出 ・家賃の再算定に関する手続き （現在の家賃より安くなる場合があります） 等	営繕建築課 公営住宅係 0256-77-8287